指名停止等一覧表

(期間 令和5年7月1日 ~ 令和5年9月30日)

番号	業者名	本 社 所 在 地	指名停止期間	該当事項	指名停止の理由
1	株式会社 青い森森林開発	青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字生松 126-12F2	令和5年7月13日令和6年4月12日 (9ヶ月)	別表第2 贈賄 及び不正行為 等に基づく措置 基準(不正又は 不誠実な行為) 第16号	株式会社青い森森林開発は、令和5年4月24日に盛岡森林管理署長と契約した「松くい虫防除事業」及び令和5年4月25日に三陸北部森林管理署長と契約した「ナラ枯れ防除事業」、「造林事業(除伐)」について、いずれも事業期間内での完了が困難であるとして、契約履行不能届を提出し、契約解除に至ったものである。このことは、工事請負契約指名停止等措置要領別表第2の贈賄及び不正行為等に基づく設置基準第16号(不正又は不誠実な行為)に該当し、契約の相手方として不適当であると認められるため。

注:該当事項の欄には、部局所掌の「工事請負契約指名停止等措置要領」に定める別表第1及び第2に掲げる措置要件又は「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領」の別表に掲げる措置要件 のうち該当するものを記入する。